

官庁営繕事業に係る完了後の事後評価手法

(令和2年改定)

平成 15 年 12 月 5 日 国営計第141号

最終改定 令和 2 年 3 月 2 日 国営施第 23 号

この手法は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が、官庁施設の事業評価を実施するための要領として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら (関連する基準の確認など)

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

官庁営繕事業に係る完了後の事後評価手法

平成 15 年 12 月 5 日 国営計第 141 号
最終改定 令和 2 年 3 月 2 日 国営施第 23 号

1. 目的

本手法は、「官庁営繕事業に係る完了後の事後評価実施要領細目」（平成 23 年 4 月 1 日付け国営施第 31 号）第 6 の 1. に基づき事後評価における対応方針を取りまとめるための基準を示し、評価の客観性を確保することを目的とする。

2. 事後評価の手順

官庁営繕事業に係る事後評価は、別紙 1 に示す手順により行い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」（平成 23 年 4 月 1 日付け国官総第 357 号、国官技第 422 号）（以下「実施要領」という。）第 4 の 1（3）に示される対応方針（案）を取りまとめる。

3. 事後評価の考え方

実施要領第 5 の 3 に定められた「事後評価の視点」からの事後評価の考え方は、次のとおりとする。

（1）「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」の確認・分析

費用対効果分析の算定基礎となった事業に関する基礎的な数値（費用、需要、事業期間等）について、可能な限り前回評価（新規事業採択時評価又は再評価をいう。以下同じ。）の時点の想定・予測と事後の実績を比較し、その結果について原因を分析する。

（2）「事業の効果の発現状況」の確認・分析

前回評価の時点において想定した事業の効果と同等以上の効果が適切に発現しているかを確認する。特に、前回評価時における想定と供用開始後の効果の発現状況を比較し、その結果について原因を分析する。また、景観性、耐用性、保全性の評価項目について、供用開始後の効果の発現状況を確認する。

（3）「事業実施による環境の変化」の確認・分析

事業の実施により周辺環境に及ぼした影響について確認し、その内容と原因を分析する。

（4）「社会経済情勢の変化」の確認・整理

事業に係る外部要因の変化に伴い、想定より費用が増加し、当初想定されてい

た事業効果が発現せず、又は環境へ影響が及ぶことがある。そのため、（１）から（３）までの視点について考察する際に無視できない外部要因を整理する。

（５）「今後の事後評価の必要性」の検討

事業の効果の発現状況や想定される社会経済情勢等の変化等に着目し、（１）から（３）までの確認・分析を踏まえ、今後の事後評価の必要性について検討する。

（６）「改善措置の必要性」の検討

（１）から（３）までの確認・分析によって把握される事業の達成度又は効果の発現状況等を踏まえ、当初想定された効果が十分に発現していない場合等において、適切な改善措置について検討を行う。

（７）「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性」の検討・整理

（１）から（６）までを通じて明らかになった、同種事業の計画・調査の在り方や事業評価手法についての課題を整理するとともに、大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室に報告する。

4. 事後評価の方法

3.（１）及び（２）の確認・分析は、原則として「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法」に定める評価の方法により「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の各評点を算出して行う。ただし、供用開始後の効果の発現状況の確認は、別紙２－１及び別紙２－２による。

事後評価は、事業完了時点を基準とし、その際、既存のデータを活用することを基本とするが、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。また、事後評価の実施に当たり、顧客満足度（CS）調査などのデータやCASBEEなど他の評価手法による評価がある場合は、これらの結果のうち、施設整備に関する部分について参考にする。

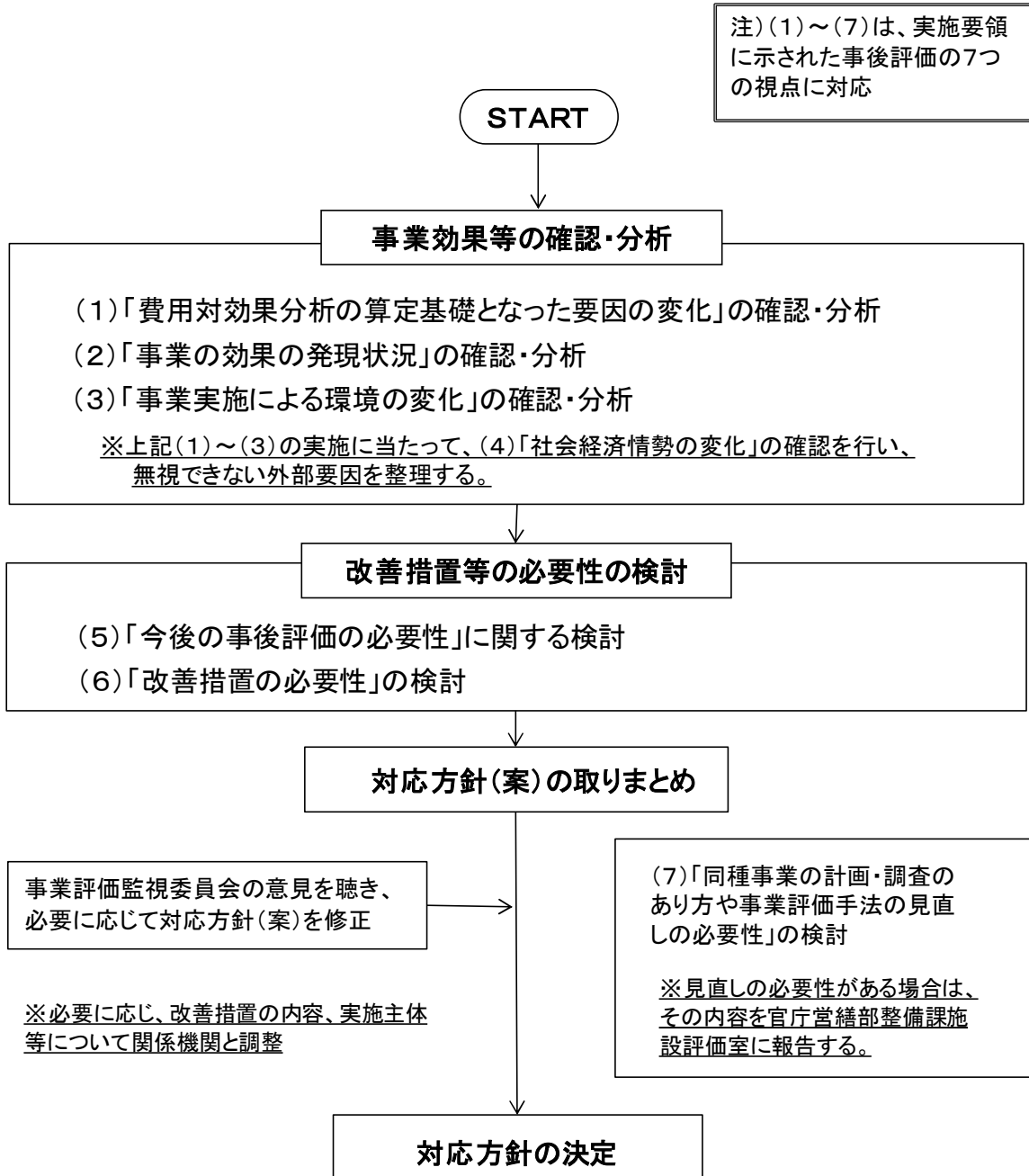
5. 対応方針（案）の取りまとめ

対応方針（案）は、3.（５）及び（６）の検討を踏まえ、総合的に判断して取りまとめる。

6. その他

本手法は、令和２年４月１日から施行する。

官庁営繕事業に係る完了後の事後評価の実施手順



事業計画の効果（業務を行うための基本機能）の発現状況を評価するための指標

別紙2-1

分類	項目	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地の取得・借用	(新規取得が否かを問わず)国有地に建設されている。	必要な期間の用地の利用(借用を含む。)が担保されている。			用地の取得上、借用上の問題があるが、その問題は解消される見込みがある。	用地の取得上、借用上の問題があり、その問題が解消される見込みがない。
	災害防止・環境保全	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上支障がない。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上軽微な支障がある。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上重大な支障がある。
	アクセスの確保	施設へのアクセスは良好である。	施設へのアクセスに支障はない。	施設へのアクセスに軽微な支障がある。			施設へのアクセスに重大な支障がある。
規模	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性		都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが、整合する見込みがある。			都市計画その他の土地利用に関する計画と整合しておらず、整合する見込みがない。
	敷地形状等		敷地全体が有効に利用されており、安全・円滑に敷地への出入りができる。		敷地の一部が有効に利用できない。	敷地への安全・円滑な出入りに軽微な問題がある。	敷地の有効利用又は敷地への安全・円滑な出入りに重大な問題がある。
	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模となっている。		業務内容等に対し、やや不適切な規模となっている。		業務内容等に対し、著しく不適切な規模となっている。
構造	敷地の規模		建築物の規模及び業務内容に適切し、適切な規模となっている。	建築物の規模及び業務内容に対し、やや不適切な規模となっている。(駐車場の不足など)			建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されている。		執務に必要な空間又は機能が適切に確保されていない。		執務に必要な空間又は機能が確保されていない。

事業計画の効果（施策に基づく付加機能）の発現状況を確認する際に参照する事項

分類	評価項目	確保する性能の水準（※1）	主な取組内容の例（※2）
社会性	地域性	・ 官庁施設の基本的性能基準（※3）に基づき、地域の活性化と地域社会への貢献について配慮されている。	地域の風土へ配慮し、一部に互換採用し、
		・ 官庁施設の基本的性能基準（※3）に基づき、地域の特性について配慮されている。	地域の風土へ配慮するなか、建築物の一体・連続性確保した。（※4） 地域の防災へ貢献するため、事業防犯施設づくりに関する法律（※5）に基づき防災設備を設けた。（※4） 地域住民の利便性向上のため、地方公共団体等と連携し集約する官公庁施設の敷地利用プランに基づき整備を行った。 地域住民の利便性向上のため、オープンスペース、駐車場の共用等地域と一体となって利用する空間の整備を行った。
環境保全性	景観性	・ 官庁施設の基本的性能基準（※3）に基づき、地域の特性を考慮しつつ、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。	地域の風土へ配慮し、一部に築城を採用した。
		・ 官庁施設の基本的性能基準（※3）に基づき、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。	地域の景観へ配慮し、圧迫感を与えない建築物とした。 ワンフロアフロア、彫刻舎、景観協議会等により、地域の要望、意見を聞く機会を設け、歴史的まち並みに調和する色調とした。
環境保全性	環境保全性	・ 官庁施設の環境保全性基準（※6）に基づき、特定業務庁舎を新築する場合の水準を満たしている。	建築環境総合評価システム（CASBEE）による建築物の環境効率（BEE値）：【実態数値】 ・ 雨水利用施設設置した（※7）
		・ 官庁施設の環境保全性基準（※6）に基づき、特定業務庁舎を新築する場合以外の水準を満たしている。	白EJ（※8）：【実態数値】 ・ 断熱工法、Low-E層ガラスを採用した（※9） ・ クールヒートレナッチを利用した空調システムを採用した（※10）
機能性	木材利用促進	・ 公共建築物における木材の利用の促進のための計画（※11）に基づき、木造化（※12）、内装等の木質化が図られている。	耐火建築物等とすることが求められる程度の建築物において、木造化（※12）を図った。 内装に用いられる部材が多いと考えられる部分の内装等の木質化を図った。 木造化（※12）内装等の木質化に当たって、CLT等の新たな木質部材を使用した。 耐火建築物等とすることが求められる建築物又は中・高層の建築物において、木造化（※12）を図った。
		・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（※13）に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物移動等円滑化基準を満たしている。	建築物移動等円滑化基準（※14）に適合している。 建築物移動等円滑化基準（※15）に適合している。 地方公共団体、まちづくり協議会、障害者団体等から意見を聴取を行い、サイン計画等に反映した。 設計、施工の各段階において、障害者団体等から意見を聴取を行い、トイレの配置、各種動線、サイン計画等に反映した。維持管理段階で当 意団体等から評価を受けた。
安全性	防災性	・ 官庁施設の総合耐震、対津波計画基準（※16）に基づき、大地震動後、構造物の修復をできることと耐震性、人命の安全確保に加えて災害応急対応活動等のための十分な機能確保が図られている。	構造体の耐震安全性の目標を正確に評価し、地震力に対する各層の必要耐力を正確に算出（2階相当）とした。 構造体の耐震安全性の目標を1層（地震力に効する各層の必要耐力を正確に算出）とした。 震源に対する特別な対策を行った。 震源に対する特別な対策を行った。 大地震動後のライフライン機能確保における業務継続のための特別な対策を行った。
		・ 官庁施設の総合耐震、対津波計画基準（※16）に基づき、大地震動により構造物の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	近年程度使用するために構造耐力上必要な性能を確保した。 10年程度使用するために構造耐力上必要な性能を確保した。 目標とする使用期間に対しライフサイクルコストを最適化した。 将来の維持修繕に配慮し、可動間仕切りを採用した。 将来の地震更新に配慮し、設備スペースを確保した。
経済性	耐用性	・ 官庁施設の基本的性能基準（※7）に基づき、目標とする使用期間を考慮し、適切な構造体及び設備等の修繕等（ただし、大規模な修繕を除く）を行うことにより、大規模な修繕を行わずに、長期的に構造耐力上必要な性能を確保できる。	清掃を容易にするため光触媒を採用した。 メンテナンスやメンテナンスルームなどを整備した。 将来の設備更新に配慮して設備スペースを確保した。 スケルトン・イン・フィル方式を採用し、構造物と建築設備を分離した。
		・ 官庁施設の基本的性能基準（※7）に基づき、清掃、点検、保守等の維持管理及び材料、機器等の更新が、効率的かつ安全に行える。	

※1 評価の業務主体が官舎（集）を構成する際に、個別の事業特性に応じて本表に記載のない付加機能を加えることができる。
 ※2 評価の実態主体が官舎（集）を構成する際は、個別の事業特性に応じて具体的な取組内容を記載すること。定量的に示せる内容は、定量的に示すことができない場合は、「防犯性」に記載する。
 ※3 「官庁施設の基本的性能基準」（平成25年3月29日国土交通省令第197号、国土交通省令第197号、国土交通省令第197号）による。
 ※4 「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第129号）による。
 ※5 「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第129号）による。
 ※6 CASBEE上、建築物の環境品質の向上や環境負荷の低減に対して効果が高いと考えられる計画を記載する。
 ※7 CASBEE上、建築物の環境品質の向上や環境負荷の低減に対して効果が高いと考えられる計画（Webプログラムの評価）を記載する。
 ※8 BEIは、設計・一次エネルギー消費量（その他エネルギー消費量を除く）、で除いたものという。
 ※9 一次エネルギー消費量の削減効果が強いと考えられる計画（Webプログラムの評価）を記載する。
 ※10 一次エネルギー消費量の削減効果が強いと考えられる計画（Webプログラムの評価）を記載する。
 ※11 公共建築物における木材の利用促進のための計画（平成25年5月10日）による。
 ※12 「木造化」は、構造体上で主要な部分の一部又は全部に木材を使用することを含む。
 ※13 「官庁施設のユニバーサルデザイン」に関する基準（平成18年9月31日国土交通省令第157号、国土交通省令第157号）による。
 ※14 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（平成18年12月8日政令第379号）による。
 ※15 「高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう」に際しては、建築物特定施設等の構造に関する基準を定める省令（平成18年12月16日国土交通省令第114号）による。
 ※16 「官庁施設の総合耐震、対津波計画基準」（平成25年3月29日国土交通省令第197号、国土交通省令第197号）による。
 ※17 「官庁施設の基本的性能基準」（平成27年3月31日国土交通省令第299号、国土交通省令第299号）による。